

## 平成28年教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成28年4月1日（木）  
開会：午後3時30分 中断：午後4時00分  
再開：午後4時30分 終了：午後4時45分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 会議次第
  - 議題の非公開について
  - 教育長職務代理者の指名について
  - 議案第56号 大津市教育委員会教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う場合における事務の委任等に関する規則の制定について
  - 議案第57号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第58号 教育次長の職に従事する職員を選考により採用し、及びその候補者を推薦することについて
  - 議案第59号 職員の任用について
- 4 出席委員  
桶谷教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員  
船見政策監、今井教育監、南堀教育総務課長、伏見教育総務課主幹
- 6 会議に出席した事務局職員  
上杉教育総務課指導主事、奥川教育総務課主任、伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
  - (1) 一般傍聴者 0人
  - (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

## (議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言  
議題の非公開 議案第58号について、非公開とすることを可決

### 教育長職務代理者の指名について

#### 【説明】

○桶谷教育長 教育長職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指名する委員がその職務を行うとされている。

私は、平成25年から委員として本市教育行政の推進に御尽力いただいている日渡委員が、教育長職務代理者としてふさわしいと考えているので、日渡委員を教育長職務代理者に指名する。

次に、教育長職務代理者に事故あるとき、又は欠けた場合における教育長職務代理者については、平成26年から委員として本市教育行政の推進に御尽力いただいている前田委員がふさわしいと考えているので、前田委員を教育長職務代理者に事故あるとき、又は欠けた場合における教育長職務代理者に指名する。

### 議案第56号 大津市教育委員会教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う場合における事務の委任等に関する規則の制定について

#### 【説明】

○南堀教育総務課長 議案第56号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育長職務代理者が教育長の権限に属する事務を行う場合において、当該事務の遂行に支障が生じないようにするため、上席の事務局職員に当該事務権限を委任すること等に関し、必要な事項を定めるものである。

本日4月1日付をもって、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新教育長が就任され、これまでの教育委員長と教育長が一本化され、責任体制の明確化、新教育長の責任と権限が従来の教育長と比して大きくなっている。

職務代理者は、委員の中からその職についていただくことになるが、非常勤の委員が常勤の新教育長職務を遂行することは、物理的に大きな困難を伴うと考えられる。

規則第2条において、職務代理者が教育長に委任された事務その他その権限に属する事務を、法律第25条第4項に基づき、さらに事務局職員に委任できるようにし、第3条に記載の順位で委任するものである。

この規則を制定することにより、非常勤の委員が常勤の教育長の職務代理者となった際に懸念されることについて対応するものである。

#### 【質疑】

○日渡委員 提案の第2条であるが、引用している法第25条第4項は、教育長が教育委員会から委任された事務を事務局職員に委任又は代理させるものである。それを職務代理者に引用することが可能なのか。

○伏見教育総務課主幹 法文上はあくまでも「教育長は」という主語になっており、法第25条第1項により、教育委員会が教育長に委任した事務、その遂行者は教育長である。

しかし、教育長に事故等があった場合には、教育長にかかわって職務代理者がその権限を行使される。法律において「教育長」を主語とする、教育長の権限とされる事務については、職務代理者に実際主語を置きかえて適用されることから、この法25条4項にあっても、「教育長

は」とある表現が、職務代理者が成り立った場合には「教育長職務代理者は」ということで適用され得ることから、第2条において職務代理者から更にこの法第25条第4項を適用して、事務局職員に対する委任を可能とする構成をとらせていただいた。

○日渡委員 通常の状態では教育委員会が教育長に委任された事務、権限というのがある。それを法第25条第4項に従って、各監や各課長に委任しているはずである。例えば、3人の監と複数の課長に、教育長が教育委員会から委任された事務を委任しながら分配して仕事をしている。それは、別なところで整理されているのか。

○伏見教育総務課主幹 わずかに存在する。教育委員会規則又は告示で整理し、教育長が下位の一般の事務局の職員や、教育機関の職員に対する委任を行っているものもある。

**【採 決】** 可 決

### 議案第57号 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

#### 【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第57号については、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育長の就任に伴い、教育次長の職務を見直すものである。

新教育長に対して教育次長に求められる役割はこれまで以上のものとなる。このことから、「教育施策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たり」という文言を加える。これは、責任と権限の増した新教育長の補佐役である教育次長は、ある意味、これまでの教育長的な役割も求められることから、そのことをこのような表現であらわしているものである。

#### 【質 疑】

○日渡委員 他都市は参考にしたのか。

○伏見教育総務課主幹 他都市も参考にしつつ、加えて本市における任命権者の次席に当たる職の職務内容等も鑑みながら整理した。教育長が教育職で、教育次長が仮に行政職であるとした場合には、行政職の職員が得意とする教育委員会組織改革であるとか、ないしは組織のマネジメント、昨今のいじめ問題、そういったところの対応について、すなわち専門的な知識などを必要とする事務の遂行を直接担うという加えが必要という考えから整理した。

○日渡委員 新教育長の補佐に十分な内容で説明書きがあるが、「当たり」というのが最後になってくると、指揮監督権を狭めるということはないのか。

○伏見教育総務課主幹 もともと3本の職務の構成であった。そこを改正しそれぞれ並列の取扱いで構成し、結果、指揮監督権を狭めるような解釈は生じないと考えている。

○八田委員 新教育長制度になる上での事務的な改善であると認識しているが、今までの教育次長の職務からプラスされることについては大丈夫なのか。

○伏見教育総務課主幹 教育次長の職は、昨年度の平成27年4月1日から新たに設けた。それまでは教育部長で、同じ部長職ではあるが、職の呼称自体は昨年4月1日に変更した。

昨年4月1日着任の教育次長は、昨日をもって退任をされており、現在教育次長については、空席であることから、このたびの新教育長移行に伴い、教育行政に識見を有するという法文の選任要件を教育長が担っていることから、その教育長の補佐役である教育次長には、教育行政にしっかりと対応できる職員である必要があるという考えから、こういった形でその役割、職務を追加した。

**【採 決】** 可 決

## 議案第58号 教育次長の職に従事する職員を選考により採用し、及びその候補者を推薦することについて

### 【説明】

○南堀教育総務課長 議案第58号について説明する。選考により採用する理由は、これまで委員長と教育長の2人の委員が担ってきた職務は、その一切を1人の新教育長が担当する。広範な職務権限を円滑かつ効果的に行わせるには、それを的確に補佐する次席の職（教育次長）が要となる。

新教育長は一般職から特別職に改められた。これにより、教育次長は、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律での体制とは異なり、教育委員会における一般職の職員の最上位者となる。

これまでの教育次長は、一般職としての教育長の職務代理者であったが、前述したとおり新教育長に事故等があつて、委員である教育長職務代理者がその権限に属する事務を行う場合、委任を受けた教育次長は、特別職である新教育長の職務を実質的に担当することになる。

これまでに記したとおり、これまでの教育次長とは異なり、新教育長を補佐する教育次長の果たすべき役割・職責は増している。

そのことから、新教育長を補佐する教育次長には、新教育長の補佐・事務事業の調整・所属職員の指揮監督にとどまらず、教育施策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たらせ、新教育長による広範な職務権限の円滑かつ効果的な行使を補佐することができる体制とする必要がある。

具体的には、天津市教育委員会が重点的に取り組んでいるいじめ対策その他の施策を掌る立場として、教育次長を位置づけるものである。

よって、旧法の下で配置した教育次長としてではなく、職の名称は同一ではあるものの、新教育長の下で、教育施策を掌るとともに事務局体制を取りまとめる職として教育次長を設置する。

また、旧法から新法の体制に執行機関が移行するこの過渡期においては、新教育長の下で事務局体制を取りまとめる教育次長の職は、本市教育行政に精通した者が務める必要があるといえる。

以上のことから、天津市職員任用規則第3条第1項第3号に定める「特に採用選考によることが適当と認める職」として、同項の規定に基づき教育委員会において選考により採用することとする。

選考の方法。天津市職員任用規則第8条の規定により設置される職員選考委員会に対し、採用候補者の氏名及びその推薦理由を示して諮ることとする。

採用候補者、前教育長井上佳子氏。

井上氏を採用候補者に推薦する理由。新教育長が教育職出身者であることから、それを補佐する者は行政職出身者が望ましい。

新教育長は、単に「教育」に関し識見を有するだけでなく、「教育行政」に識見を有する者であることが選任要件に明示された。その要件を満たす新教育長を的確に補佐するには、教育行政、とりわけ本市の教育行政に精通している者が適任といえる。

井上氏は、教育委員会事務局次長、教育長を歴任し、旧法から新法への移行期に本市の教育行政を統括する立場にあった。その間、平成23年に市立中学校の生徒がいじめを受けて自殺した事件に関し、第三者調査委員会の提言や御遺族の要望を踏まえ年次的・重点的にいじめ対策に取り組んできたほか、昨年4月に設置された総合教育会議での協議・調整を経て、第二期天津市教育振興基本計画を策定するなど、喫緊の市教育行政の課題解決に取り組んできた。

特に、第二期天津市教育振興基本計画に基づく諸施策の推進は、本市教育行政の根幹を成すものである。その策定経緯や計画の趣旨を熟知し、執行機関である教育委員会の合議に関与し、政策的な判断を下してきた井上氏は、新教育長の下で教育施策を掌るとともに事務局体制を取りまとめる職を務めるにふさわしい。

よって、井上氏を教育次長の職を務める職員として採用する候補者に推薦するものである。

### 【質 疑】

○日渡委員 採用候補者に推薦する理由の（１）であるが、新教育長が教育出身者であるから補佐は行政出身者であるというのは、ちょっと書き過ぎである気がする。（２）以降で十分採用候補者に推薦する理由はよく出ていると思う。（１）は外したほうが良いと思うが。

○八田委員 わざわざ書くこともないと思う。

○壽委員 ここに記載するかどうかであるが、私は別にこのままでいいと思う。教育職と行政職の両輪でやっていきますという方針が出ていると思うので、特に削除しなくてもいい。わかりやすいと思う。

○日渡委員 将来の人事を縛ってしまいそうな気がする。

○前田委員 普通に一般的にこの文書を見て、教育のことをよくわかっておられる方と行政のよくわかっておられる方が、しっかりと一緒にやっていってくださるという印象を受けるので、そういった意味で書いていただいているのであれば、安心感はあるように思う。

○日渡委員 残すとしても、出身者というのはどうも言葉としてはどうかと思う。経験者ぐらいにしないといけないかなという気がする。

○桶谷教育長 （１）は基本的に残し、「出身者」を「経験者」に修正する提案が出たが、意見はあるか。

○委員全員 意見なし。

○桶谷教育長 それでは、「出身者」を「経験者」に修正した上で採決を行う。

### 【採 決】 修正の上、可決

**議題の非公開** 議案第５９号について、非公開とすることを可決

### 議案第５９号 職員の任用について

#### 【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第５９号教育次長の職を命ずる職員を新たに任用することについて、委員会の議決を求めるものである。

新たに任用し、教育次長（部長級）の職に任用しようとする者、前教育長井上佳子。任用の区分、一般職の職員（行政職）。職員選考委員会の選考結果は、別紙のとおりである。

#### 【質 疑】 な し

#### 【採 決】 可 決

**閉会** 教育長が臨時会の閉会を宣言